

誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を求める意見書

超高齢社会を迎え、住み慣れた地域で安心して暮らせるという現在の介護政策の根幹である地域包括ケアを充実させるためには、在宅介護を支える訪問介護事業を地域社会にとって不可欠な事業として守っていく必要があります。しかし、令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が引き下げられ、訪問介護事業の運営が厳しくなり、介護従事者の確保が一層困難になったという声があります。また、介護職員の処遇改善の必要性は広く認識されており、処遇改善加算の拡充が図られましたが、事業所の運営や職員の処遇向上に十分な効果を発揮できていないという声もあります。介護保険は介護保険料と給付費が直接に結びつく仕組みであり、介護職員の待遇を改善するために介護報酬を引き上げると介護費用の増大につながり、結果として介護保険料の引上げや利用者負担の増加を招く構造となっています。そのため、財政措置の強化なしに介護報酬の引上げを行うことは、利用者や自治体にとって大きな負担増となる懸念があります。よって、地域における訪問介護サービスの安定的な提供と介護職員の確保を実現するため、以下の事項について強く要望いたします。

記

- 1、早急な訪問介護事業に関する報酬等の見直しを求める。
- 2、介護保険制度への国の財政措置を抜本的に強化し、介護保険料の引上げや利用者負担増に結びつかないようにすること。
- 3、介護保険従事者の全産業並みの収入を保障するため、公費による処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

鹿児島県霧島市議会議長 仮屋 国治

衆議院議長 須賀 福志郎 殿
参議院議長 関口 昌一 殿
内閣総理大臣 石破 茂 殿
財務大臣 加藤 勝信 殿
厚生労働大臣 福岡 資磨 殿